

健発0317第3号

平成23年3月17日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区长 } 殿

厚生労働省健康局長

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について、

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）」が別添1のとおり、平成23年3月13日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」（以下「法」という。）（別添2参照）の規定の一部が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、その被害者について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件（平成23年厚生労働省告示第56号）」（以下「告示」という。）が、別添3のとおり、平成23年3月17日付けで公布され、同日から施行された。

健康局所管の法令に係る主な点は、下記のとおりであるので、ご了知の上、適切な対応方よろしくご配慮願いたい。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長等について

健康局所管の法令に係るもので、告示により平成23年8月31日まで有効期間等の満了日を延長した許可等は、以下のものであること。(法第3条及び告示関係)

- ① 相続による旅館業の許可の地位の承継に係る申請(旅館業法第3条の3関係)
特定被災区域(平成23年東北地方太平洋沖地震に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)をいう。以下同じ。)内において経営される旅館業を承継する者に係る旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請(特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。)
- ② 登録建築物清掃業等の登録(建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2関係)
特定被災区域内に営業所を有する者に係る建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

法令に基づき、平成23年3月11日(特定非常災害発生日)から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来する義務(例:届出、報告、免許証の返納等)が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が、平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)は問われないものであること。(法第4条関係)